

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(選挙管理委員会)
(同)

ページ

—

号外(一) 令和四年一月十四日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和四年一月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
社会医療法人厚生会 シタニ	中部国際医療セ ンター	美濃加茂市健康のまち1-1		

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和四年一月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
社会医療法人厚生会 宇ニシヨウ病院		中部脳リハビリ	社会医療法人厚生会	木沢記念病院	

令和四年一月十四日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社